

国土審議会 第22回離島振興対策分科会

令和5年5月24日

【駒田離島振興課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから国土審議会第22回離島振興対策分科会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております国土政策局離島振興課長の駒田でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、国土交通省内の会議室とウェブを併用した会議形式とさせていただきます。

まず、お手元に配付させていただきました本日の資料を確認させていただきます。まず、議事次第、あと、資料1といたしまして、A4縦の離島振興対策分科会の委員名簿、資料2-1といたしまして、A4の横であります令和4年度に離島振興に関して講じた施策の概要、資料2-2といたしまして、A4縦の、同じく令和4年度に離島の振興に関して講じた施策という報告書、資料3-1といたしまして、A4横の離島指定検討部会における検討事項(案)、資料3-2といたしまして、A4縦の離島振興対策分科会離島指定検討部会設置要綱改正案を、まずはお配りさせていただいております。

また、その後ろに、逢坂誠二特別委員は遅れての御出席とお伺いしておりますけれども、御欠席の可能性もあるということで、あらかじめ御意見が書面で提出されておりますので、それを配付資料に加えさせていただいております。

最後に、参考資料として関係法令をおつけしてございます。

不備がございましたら、事務局の者にお申出いただければと思います。

なお、ウェブで御出席の委員の皆様におかれましては、事前に事務局よりお送りしている資料を御参照いただきますか、または、各説明に併せて資料を画面共有いたしますので、いずれかを御覧いただきながら御参加いただければと思います。

本日の会議でございますが、国土審議会離島振興対策分科会の委員及び特別委員の総数20名のうち、遅れて御出席いただける委員も含めまして、定足数である半数以上の御出席をいただいておりますことを御報告いたします。

次に、本日の会議の公開について申し上げます。国土審議会離島振興対策分科会運営規則の規定によりまして、本会議の議事は公開とした上で、議事録については、委員の

皆様に御確認いただいた後、会議資料とともに国土交通省ホームページにおいて公開いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、当分科会委員の御紹介でございますが、本会議室に御出席の委員の皆様、また、事務局につきましては、時間の限りもございますので、お手元に配付させていただきました座席表をもって代えさせていただきます。

なお、逢坂誠二特別委員におかれましては、予算委員会御出席のため遅れて御出席されるとの御連絡をいただいております。

ウェブで御参加いただいております委員は、細田健一特別委員、小林嘉文特別委員の二人になります。

また、濱地雅一特別委員、大石賢吾特別委員、塩田康一特別委員、丸山達也特別委員、渡辺竜五特別委員、矢ヶ崎紀子特別委員におかれましては御欠席となっております。

そのほか、離島振興に取り組んでいる関係省庁、関係部局からもウェブ形式で参加をいただいております。

なお、一部の御出席の方からは、御都合により途中で御退席される旨のお申出がありましたので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

次に、議事に先立ちまして、石井副大臣より御挨拶申し上げます。石井副大臣、お願いいたします。

**【石井国土交通副大臣】** 国土交通副大臣の石井浩郎でございます。

本日は、梶山分科会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして深く感謝を申し上げます。国土交通省といたしましても、新たな離島振興法の下で、島民の生活に欠かせない、とりわけ医療、介護、教育、交通といった面でしっかりと支えることができるよう、関係省庁とも緊密に連携しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私の地元秋田県には離島はございませんが、海上保安業務を担当する立場から申し上げますと、離島の果たす役割と申しますのは、我が国の領域や排他的経済水域の保全など、海洋国家日本の根幹を支える極めて重要な役割を担っていると感じております。

このゴールデンウィーク中に、私の知り合いが東京の伊豆諸島にあります青ヶ島を旅行したということでありまして、青ヶ島で撮ったいろんな写真を見せていただきました。青ヶ島は断崖絶壁に囲まれた国境離島でありまして、波も非常に高いことから、上陸困難な絶海の孤島と呼ばれておりまして、人口は170名ぐらい、120世帯であると聞

いております。この青ヶ島より人口が少ない100人以下の有人離島が126もあって、全体の約半数を占めるという状況に、私は大変な危機感を抱いているところでございます。

このため、今後10年間は、特に緊張感を持ちながら離島振興対策に臨んでいく必要があると考えているところでございます。遠隔医療や遠隔教育といったデジタル技術のフル活用であったり、島外の人を巻き込んで関係人口増やす取組も、ますますその必要性、重要性が高まっていると考えております。

そうした中で、本日は、まず、事務方から、昨年度の取組状況を報告いただいた上で、今後、離島指定検討部会に付託すべき事項について御審議をいただく予定となっております。

委員の皆様方におかれましては、ぜひとも忌憚のない御意見を頂戴し、活発な御審議を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

誠に恐縮でございますが、本日は別の公務があるため、私は5時過ぎには退席せざるを得ませんが、何とぞ御指導、御鞭撻のほど、よろしくをお願いを申し上げます。

以上でございます。

**【駒田離島振興課長】** ありがとうございます。

それでは、これから議事を開始いたしますので、報道関係者の方は退室いただきますようお願いいたします。

(報道関係者退室)

**【駒田離島振興課長】** それでは、議事の進行について御説明いたします。御発言の際は、御来場いただいている委員の方も、ウェブで参加されている委員の方も、梶山分科会長の指名に従って御発言していただくようお願いをいたします。その際、必ず御自分のお名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いをいたします。御面倒をおかけいたしますが、ウェブで御参加いただいている方がどなたの御発言か分からなくなる場合がございますので、御協力をお願いいたします。

また、円滑な進行のため、委員の皆様におかれましては、御発言される除いて、マイク、音声の設定をオフとしていただくようお願いをいたします。

これ以降の議事の進行につきましては、梶山分科会長にお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

**【梶山分科会長】** それでは、議事を進めます。

本日の議事は、令和4年度に離島の振興に関して講じた施策の報告と、離島指定検討部会における検討事項（案）でございます。両者の議題を一括して事務局より報告、説明をお願いいたします。

【駒田離島振興課長】 では、事務局より御説明申し上げます。

資料の2-1をお開きください。

令和4年度に離島の振興に関して講じた施策ということでございまして、こちらは離島振興法第21条の2の規定に基づきまして、主務大臣が国土審議会離島振興対策分科会に報告するものでございます。

1といたしまして、地域の活性化を推進し定住の促進等を図るための支援ということで、横断的な施策でございます。

左側（1）でございますけれども、離島活性化交付金事業について記載をしております。こちらの交付金事業につきましては、輸送費支援といった産業活性化事業、UJIターンの希望者の相談窓口の設置等の定住誘引事業、倉庫の整備等の流通効率化関連施設整備等事業、また、交流の促進に係る事業、また、避難施設の整備等の安全安心向上事業などに使われてございます。令和4年度につきましては、19県60市町村、180件で、この交付金による事業の実績がございました。

右側でございます。（2）スマートアイランドの推進ということに関しましては、ICT等の新技術の実装を図るための実証調査を国土交通省にて実施をしております。令和4年度につきましては、12市町村で実施をしております。

（3）といたしまして、防災対策の機能強化ということで、こちらは離島の防災機能強化事業に対して地方財政措置を講じてございます。

また、離島における税制制度ということで、離島地域におきまして、割増償却制度の適用をしております。こちらにつきましては、昨年度末で期限を迎えておりましたところ、適用期限の2年延長を要望いたしまして、令和7年3月31日まで適用が延長されてございます。

2以降が各論でございます。

まず、交通体系の整備でございますけれども、2の（1）といたしまして、離島航路及び離島航空路に対する支援について記載をしております。航路運営費に関しましては115事業者127航路、航空路運行費につきましては4事業者10路線に対する支援を行っております。

右側でございます。(2)といたしまして、高度情報通信ネットワーク等の充実ということで、高度無線環境整備推進事業によりまして、超高速ブロードバンド基盤の整備等が17件行われてございます。

続きまして、3ポツ、農林水産業の振興ということでございますが、こちらは農林水産省の中山間地域等直接支払交付金等の支援制度の活用による事業展開が行われております。また、(2)になりますけれども、離島に特化した事業といたしまして、離島漁業再生支援交付金の活用が56市町村で行われてございます。

続きまして、4ポツの雇用機会の拡充、職業能力の開発ということでございますけれども、こちらは厚生労働省の地域雇用開発助成金等の支援事業活用が17市町村で行われてございます。

また、生活環境の整備という点に関しましては、汚水処理に関わる取組が26市町村で、また、廃棄物処理施設の整備等が14件行われてございます。

6ポツ、医療の確保でございますけれども、こちらはへき地保健医療対策費等を活用した支援が168施設で行われております。

また、次のページになりますけれども、7ポツといたしまして、離島の妊婦健診・出産に関する支援経費ということで、こちらは自治体が支援措置を講じた際に特別交付税措置が行われてございます。

8番、介護サービス等の確保ということに関しましては、例えば離島等サービス確保対策事業ということで、ホームヘルパー養成等の人材確保等に関する自治体さんの事業に対する支援というのが8町村で行われてございます。

また、9の高齢者福祉その他の福祉ということに関しましては、介護施設の整備に対する支援のほか、へき地保育所の運営に対する費用の補助ということが12市町村で行われてございます。

また、教育及び文化の振興ということに関しましては、教育に関しましては、高校生の就学支援といった事業が3県43市町村で、また、国土交通省では離島留学の支援を行ってございますけれども、こちらは離島活性化交付金による支援を行っておりまして、特に令和4年度に関しましては、寄宿舎の整備を新たに支援メニューに拡充いたしまして支援を行いました。こちらは1県22町村で事業に対して支援を行っているところでございます。

また、11番の観光の開発に関しましては、エコツーリズム、農泊等の取組の推進が

行われております。

また、12番、国内及び国外の地域との交流の促進ということに関しましては、国土交通省ではアイランダーという事業を行っておりますけれども、こちらはコロナ禍におきましてはオンラインコンテンツに限られておりましたけれども、昨年、令和4年度につきましては、3年ぶりにリアルでも開催し、リアルとオンラインのハイブリッドの開催というものを行いました。

13番、自然環境の保全及び再生ということでございますけれども、こちらは環境省の保護区設定等の取組、また、海洋ごみの回収処理といった事業が行われてございます。

また、14番でございますけれども、エネルギーということに関しましては、実質的なガソリン価格の引下げ等の支援というのが全部で149の島で行われております。

また、15番でございますけれども、国土保全施設等の整備ということで、こちらは主に防災対策ということで、必要な基盤整備というものを実施してございます。

概略でございますけれども、資料2-1は以上でございます、その詳細が資料2の冊子でまとめておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、2番目の議題であります資料の3-1、3-2につきまして御説明を申し上げます。

資料の3-1に基づきまして、御説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

離島指定検討部会に対しまして、当分科会から新たに検討事項の付託をいただきたいと考えております。検討いただく内容といたしましては、離島振興対策実施地域の指定解除の在り方等についてということで、検討の内容の例といたしまして、一つは架橋に伴う指定解除の在り方、2つ目が人口要件を満たさなくなった離島地域の検討ということでございます。

次のページに、国土審議会離島振興対策分科会の離島指定検討部会の概要を記載してございます。この部会につきましては、当分科会の下に、(1)に書いてございますけれども、水産、農業、観光等の学識経験者から構成されておまして、こちらの部会は平成24年に設置いたしました、(2)のこれまでの経緯に書いておりますとおり、これまで離島地域の指定に関して、時々状況に応じまして、検討事項の付託をいただきまして審議をいただいております。

今回、架橋に伴う指定解除の在り方ということで、指定解除基準についてもこの部会

で検討いただきたいと考えておりますので、設置要綱の改正案を資料3-2につけさせていただいておりますけれども、新たに指定解除基準についての検討も部会で行っていただくということの要綱の改正も併せて行っていただければと考えているところでございます。

具体的に検討事項の内容例について、御説明を申し上げます。3ページをお開きください。

まず、架橋に伴う指定解除の在り方についてでございます。まず、現行の架橋に伴う指定解除の考え方について、3ページで整理をしてございます。離島振興対策実施地域の離島に架橋が行われますと、常時陸上交通が確保されることになった場合には指定解除するということが、昭和53年に離島振興対策審議会で決定されました離島地域の指定解除基準ということで定められているところです。

実際に指定解除をする際には、この基準に基づきまして、本土との間に常時陸上交通の確保を含めて、その離島の条件不利性が解消されたかという検討を行い、国土審議会の意見を聴いて解除するというところでございます。

真ん中に、現行の離島振興対策実施地域の指定基準の抜粋を記載してございます。この赤字で書かれているとおり、基本的に現行の基準といたしますのは、架橋等が行われると、離島地域の全部または一部について指定を解除するということになってございます。

ただ、ここの基準の「ただし」というところの第3段落に書いてございますけれども、架橋が整備された後であっても、本土との間に常時陸上交通が確保されない一定の要件に該当する集落が存するという特別な事情がある場合には、当該事情が解消するまで、当該地域の一部についての指定解除を猶予することができるものとするという規定がございます。こちらの解除基準に基づきまして、これまで58の島が架橋によって離島地域の指定を解除されてきているところでございます。

一方で、4ページになりますけれども、今申し上げました現行の指定解除基準で猶予される特別な事情ということで、架橋後も離島指定が解除猶予された事例について、御紹介申し上げます。

今申し上げましたとおり、架橋が整備されると、常時陸上交通が確保されるということで離島地域の指定は解除されるわけでございますけれども、島の中に常時陸上交通が確保されない集落がある場合には、指定の解除を猶予することができるようになってござい

まして、これに基づきまして、昭和39年に淡路島の一部が離島地域と指定を受けておりますけれども、こちらにつきましては、本来、昭和60年に大鳴門橋、平成10年に明石海峡大橋ができておりますので、淡路島自体は本土と常時陸上交通が確保されたわけでございますけれども、この地域につきましては道路整備が未了であったということから、当時、離島指定の解除が猶予をされてございます。その後、兵庫県ので県道整備が進められたことから、平成27年に常時陸上交通が確保されたとして指定解除を行ってございます。

一方で、5ページ目になりますけれども、昨年の離島振興法の改正の御議論をいただいておりました際、附帯決議におきまして次のような決議がなされております。離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう、同地域の指定解除基準についても検討することとなっております。

この点、先ほど、現行の指定解除基準というのは、常時陸上交通が確保されたか否かということが基準になってございますので、この地域の実情に配慮したという考え方について検討する必要があるところでございます。

6ページ目になります。

本決議を受けまして、架橋に伴う指定解除の在り方ということで、今後、離島指定検討部会におきまして、この地域の実情に配慮した指定解除の在り方ということにつきまして御議論をいただくということを部会に付託していただくことをお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、7ページになりますが、2番目の検討項目内容例となります人口要件を下回った離島地域の扱いについてということで、こちらは、まず7ページで、現行の離島地域の指定基準について御説明をしております。

現行の離島指定基準というのは、平成25年に見直しが行われまして、現行の基準というのは、この真ん中のフローチャートで書いてございますけれども、基礎的な要件といたしまして、人口要件、おおむね50人以上というのがございまして、それに、航路の要件といたしまして、最短航路距離や寄港回数といったこと、そして、人口減少率というのが、こちらが離島指定地域を指定する際の基準ということになってございます。

平成25年にこの基準に基づきまして、既指定の離島、また、新たな離島地域の指定というのがされておるわけですが、平成25年にこの指定基準が見直しをなされ



た際にも、既に指定されている離島地域の中には、この人口要件というのを満たさなくなっている離島地域というのが現に存在をしておりました。そのため、真ん中の枠囲みになりますけれども、運用の留意事項といたしまして、指定済みの離島につきましても、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の方針等を確認の上、離島指定解除について停止することを検討するというのが留意事項に明記をされました。

これに基づきまして、人口要件を満たさなくなった離島地域につきましては、離島指定検討部会で点検が行われまして、まず、平成25年に点検、また、平成27年の国勢調査の結果を受けまして、令和元年から3年にかけて点検が行われまして、その結果、これまで人口要件を満たさなくなった離島地域はいずれも指定解除は猶予ということになってきてきているところです。

ただ、7ページの下段に書いておりますけれども、令和2年国勢調査の結果が出まして、この結果、現在この人口要件、おおむね50人以上というのを満たさなくなった既指定の離島地域というのが、ここに書いてあります10の地域がございます。青字で書かれている地域は、前回の点検時点で取扱いが猶予された地域ということで8地域、新たに令和2年国勢調査の結果、この要件を満たさなくなった離島地域というのが黒字で書かれている2地域ということで計10地域。こちらの地域が、この留意事項の1に基づきまして、今後の離島振興の方針等の確認ということを行っていく必要がございます。

その際でございますけれども、8ページになりますが、昨年の離島振興法の改正が行われました際に、ちょっと縦書きと横書きが混ざって恐縮なんですけれども、ちょっと縦にさせていただきまして、右側の改正事項というところを御覧いただければと思いますけれども、黒枠で囲んでおりますとおり、昨年の離島振興法の改正におきましては、まず、離島振興の視点として、関係人口のような島外人材を巻き込んでいくということ、また、ちょっと下方になりますけれども、配慮事項の(11)番ということで、小規模離島への配慮ということで、高齢化が進む小規模離島について、日常生活に必要な環境の維持が図れるよう配慮するといった規定も新設されてございます。

こうしたことも踏まえつつ、9ページでございますけれども、令和2年国勢調査の結果、人口要件を下回った離島地域10地域を対象といたしまして、この離島指定検討部会において、今後の離島振興方針等の点検というのをお願いをしたいと考えております。この点検につきましては、先ほどの改正離島振興法の趣旨、また、離島を取り巻く現状も踏まえまして、現地調査、ヒアリング等、御地元の意向というものもお伺いいたしなが

ら点検をしていくということで、その結果といたしまして、このような10地域について指定解除を停止することが妥当かどうかということ本部会において検討いただくというものでございます。

10ページ目でございます。今後の検討のスケジュールでございますけれども、本日の分科会で部会に付託事項を下ろしていただけますれば、夏以降、こちらの部会で審議をいただきまして、また、現地調査ヒアリング等も行いまして、翌年の離島振興対策分科会に部会から検討結果の報告をいただくということを考えているところでございます。

次ページ、参考1、参考2は離島の現状、人口について整理した参考資料でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【梶山分科会長】** ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問があれば伺いたいと思います。どうぞ。

**【山本（博）特別委員】** ありがとうございます。公明党の山本でございます。

今の御説明の中の、今後、検討部会において離島の指定に関して検討するというところでございますけれども、私も、今、離島を回らせていただいております、私は、今、瀬戸内海の地域、香川と愛媛に住んでいるわけでございますけれども、やはり瀬戸内海の一部離島、全離島の中でも特に100名以下が126ということでございまして、特に一部離島地域、全部離島ではなくて一部離島の島の様々な課題というのは大変大きいと思っております。今回、特に50名以下の対象地域、これは瀬戸内海が、岡山、広島、愛媛含めて6地域で12島ということでございます。私も、岡山の犬島とか、また、大洲市の青島にも行ってまいって、あと、山本先生、順三先生の地元の今治においてもそうでございますけれども、やはりこうした地域、大変課題等も多くて、この離島振興の法整備があったおかげで様々な支援があるのも事実でございます。

その意味で、この改正におきまして、小規模離島の位置づけであるとか、また、関係人口という、先ほど御説明ございましたけれども、大変大事な視点でございますので、これはぜひ、これからの検討部会におきまして有識者の方々が現地調査をされる予定でございますので、現地の声、また、地元の声をしっかり聞いていただきながら、その実情に応じた形で対応をぜひともしていただきたいということをお願い申し上げる次第でございます。

ます。

【梶山分科会長】 要望ということによろしいでしょうか。

【山本（博）特別委員】 はい。

【梶山分科会長】 それでは、ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、議題2の離島指定検討部会における検討事項（案）につきまして、離島指定検討部会設置要綱を改正し、離島指定検討部会に対して検討事項の付託をするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【梶山分科会長】 皆さんの了解を得たということにさせていただきます。

離島指定検討部会に属する委員等につきましては、新た任命が必要な方がおりますので、国土審議会令第3条に基づき、私が、後日、指名をさせていただきます。

離島指定検討部会においては、本日の委員の意見を踏まえて検討を進めていただくようお願いをいたします。

本日の議事については以上ということになりますけれども、よろしいですか。

全体的に委員の皆様から何かございますでしょうか。

石原委員。

【石原特別委員】 前のこの分科会で、御蔵島の斜面の土砂災害の話をさせていただきました。離島振興の交付金で一部費用を支援していただくことになりました。そのことにまず御礼を申し上げたいと思います。

そして、私が気になっているのは、これは離島だけには限らないんですが、この通常国会で、昨年の知床の遊覧船の事故を受けて海上運送法が改正されて、これに関連して新たに観光船や釣船の遊漁船について、無線や衛星電話、位置の特定をするような装置、また、救命いかだを装備しなければいけないことになります。

やっぱり離島は、御蔵島では、ホエールウォッチとかドルフィンウォッチもありますし、八丈島でも釣船で生計を立てている方もいらっしゃいますので、ぜひこのことの周知徹底を、そして、しっかりと皆さんが装備がされるかどうかのフォローアップをお願いしたいということを申し上げたいと思います。

私から以上です。

【梶山分科会長】 事務局から何かありますか。

【駒田離島振興課長】 では、国交省の海事局からお答えいただくことは可能でしょ

うか。

【国土交通省】 国土交通省海事局でございます。

石原委員からお話がありました海上運送法につきまして、国会議員の先生方に、先般、海上運送法改正は国会でご審議・成立していただきまして、今後、順次、対策を施行してまいるところになっております。委員御指摘のとおり、非常に離島航路事業者は、中小零細の事業者が大変多くございますので、私どもも丁寧に説明をして、対応に抜かりがないように進めてまいりたいというふうに思っております。

また、引き続き御指導よろしく申し上げます。

【梶山分科会長】 ほかにございますでしょうか。

小田切委員。

【小田切特別委員】 明治大学の小田切でございます。

国交省事務局に、お願いになるのか、質問になるのか、1点ございまして、今日の講じた施策1番目の議題ですが、ある種、P D C Aサイクルを回すということで行われたというふうに理解しております。しかし、これ、旧法についてのものですので、新法に関わってお願いしたいのは、今回は非常に重要な改正事項として、都道府県の責務を第1条の3に入れていただきました。

ただし、都道府県のことですので、ここでチェックをするということにはならないと思いますが、この都道府県の責務についてのP D C Aサイクルを回すときには、一体、どのようにしたらいいのかということについてはまだ検討が十分になされていないというふうに思います。都道府県単位でこういう委員会があるというものではないというふうに承知しておりますので、この辺りの仕組みも同時に整えていただければ、責務についてどのように実行されたのか、努力義務についてどう考えているのか、非常に重要なポイントになるのではないかと勝手ながら思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【梶山分科会長】 事務局、お願いいたします。

【駒田離島振興課長】 今、小田切委員から御指摘いただいた点でございますけれども、改正法に基づいた施策の報告は、翌年度、来年度の分科会で御報告させていただく際には、当然、今回の改正法の施行の状況ということで御報告をさせていただきます。

その際に、都道府県の責務の点でございますけれども、今、改正離島振興法に基づき

まして、各都道府県ので離島振興計画を順次策定をいただいております、その中では都道府県の責務について触れられてございます。また、我々、交付金の交付等のたびごとに、都道府県等々、やり取りはございますので、そういった過程、また、連絡会議等も通じまして、今、この努力義務というところに基づく市町村への支援というのはどのように展開されているのかというのは確認していきたいというふうに考えております。

【梶山分科会長】 よろしいですか。

【小田切特別委員】 了解しました。ありがとうございました。

【梶山分科会長】 空本委員。

【空本特別委員】 日本維新の会の空本でございます。よろしく願いいたします。

私のほうからは、逢坂委員のほうから出ております海洋ごみについて、前回の分科会でも発言させていただきましたが、ぜひこの取組をお願いしたいということでございます。

もう1点、南海トラフ地震が起きた際の対策として、今、4年度の高度情報通信ネットワーク、また、緊急時対応として施策を講じていただく方向で検討いただいていると思いますが、離島の場合、半島も含めて、孤立化する可能性が高い地域が増えます。プラス、津波において浸水、かなり浸水する可能性も離島ではあります。特に、私、広島でございますが、瀬戸内海でも多くの地域が浸水する可能性があるというふうなハザードマップも出されておりますので、そういったところの対策、しっかり取っていただきたいということをお願いしておきます。

【梶山分科会長】 空本委員の御意見に対しまして、事務局、お願いいたします。

【駒田離島振興課長】 まず、海洋ごみにつきましては、環境省から御説明をお願いしたいと思います。

あとは、南海トラフということは、この浸水対策全般ということでよろしゅうございますでしょうか。

【空本特別委員】 結構です。

【駒田離島振興課長】 そうしますと、出席いただいているところでは、国交省の水管理・国土保全局で何かお答えできることがあったら御説明をお願いしたいというふうに思います。

【国土交通省】 水管理・国土保全局の小澤でございます。

南海トラフ地震のときの災害時の支援、しっかりTEC-FORCE、リエゾン等を

活用して支援してまいりたいと思います。浸水対策についてもしっかり進めていければ  
と思っております。

以上でございます。

【駒田離島振興課長】 環境省、お願いできますか。

【環境省】 ありがとうございます。環境省の細川と申します。

今、御指摘ありました海洋ごみの対策については、令和5年度予算で1億7,000万、  
さらに令和4年度2次補正でも35億の予算をいただいているところでございます。今  
後も、対策、しっかりと実施できるように、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思  
います。

よろしく願いいたします。

【梶山分科会長】 空本委員、よろしいですか。

【空本特別委員】 もう1点。その際、情報ネットワークの孤立化、携帯電話とか、使  
えなくなる可能性もあると思うんです。その点についての対策といたしますか。

もう1点、離島医療に関して、そういうときにパンデミックとか、大震災が起きた際  
にそういったところの医療の体制をどうするか。例えば診療船、瀬戸内海では済生会さ  
んが、診療船がございしますが、そういったところの活用とか、今後、内閣官房でお考えか  
と思いますが、病院船の在り方も含めて、こういう震災時における対策等含めて、離島  
に対する医療体制として、病院船とか診療船の在り方ということも一緒に検討いただけ  
たらありがたいです。

お願いいたします。

【梶山分科会長】 事務局、お願いいたします。

【駒田離島振興課長】 では、情報通信ネットワークの災害時の孤立化への対策につ  
きましては総務省からお答えいただきたいと思います。離島医療に関しましては厚生労  
働省からお答えいただきたく思います。

【総務省】 総務省の栗原と申します。

情報通信ネットワークの関係なんですけれども、私ども離島地域を含めた条件不利地  
域において、5Gの整備であったりとか、当然、携帯電話の不感対策も含めて、補助事業  
によって整備を進めてございます。あと、光ファイバーについても同じように整備支援  
を行わせていただいておりますので、各自治体様からの御要望を丁寧にお聞きしながら、  
引き続き進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【梶山分科会長】 医療船。

【駒田離島振興課長】 厚生労働省、お願いします。

【厚生労働省】 厚生労働省でございます。

離島地域を含めたへき地保健医療提供体制の確保につきましては、医療計画はじめ複数の医療提供体制の確保も含めましてしっかり取り組んでまいります。

【空本特別委員】 ありがとうございます。

【梶山分科会長】 ほかにございますか。

ウェブ参加の小林委員。

【小林特別委員】 ありがとうございます。岡山県の笠岡市の小林です。よろしくお願ひします。

先ほど離島振興対策の規定、指定基準の50名以下の件で山本博司先生から発言がありました。笠岡は離島7島ありまして、全体では1,500人ぐらいお住まいなんですけども、一つ一つの島を見ると50人以下の島がたくさんありまして、しっかりと支援を継続していただけるように、何とぞよろしくお願ひします。

それで、このトピックスとして、4月から飛島、飛ぶ島というんですけど、飛島において、そこも30人ぐらいしか島民いないんですけども、離島留学をスタートしました。あそこで、今、8名の子供を、全員中学生なんですけど、受入れをスタートして、陸地部の中学校に通う、スクールボートで通うということで、東京、大阪で不登校になった子供たちの受入れを始めたんですけども、これが非常に、まだ2か月ぐらいしかたっていないんですけども、いい状況をつくってしまして、いつも島のおじいちゃん、おばあちゃんたちが陸地に行って買物して帰ってきても、必ず子供たちが棧橋まで迎えに来てくれて、荷物を持って自宅まで送ったり、家の近所の溝掃除、葉っぱがいっぱいたまったりするんですけども、掃除をしてくれたり、子供たちが、全然学校に行けなかった子供たちが、何と4月になって、自分で役割を見つけて、朝、起きれるように、もう昼頃、昼過ぎにしか起きなかった子供たちが、朝6時頃起きて、自分で御飯を作って、朝御飯を食べて、それで学校に通えるようになっていきます。

1人の女の子は、まだ今でも兵庫県の学校とリモートで授業を受けたりしているんですけども、それ以外の子供たちはほとんどが、今、中学校に通えるようになったということをお報告させていただいて、非常に順調にしているということをお伝えし

たいと思います。

やっぱり離島ならではの、やはり若者たち、中学生が来ることによって、役割がそこにあって、お互いに助け合って生きているというところが非常に大事な環境じゃないかなというふうに感じました。

それで、ほかの委員の方からも話が出たんですけども、やはり情報ネットワークというところが非常に貧弱でして、5Gもまだ届かず、画像とかも結構止まったりしますし、大量の情報を送ったりするのが非常に手間がかかる状況にあります。

一方で、NTTドコモなんかはもう既に海底ケーブルを笠岡の主要の島には接続しているにもかかわらず、それが全く我々が使えない状況にあります。国の補助金をもらって、NTTドコモさんが海底ケーブルを敷設しているんですけども、NTTドコモさん自体もそれを、今、活用していない。いわゆる無線で飛ばして携帯電話の接続をしているわけですけども、我々としては、学校の授業、あるいはリモート診療、診療所とのネットワークとか、あるいはワーケーションといったような形で、大量の画像を送ったりする場合には、ぜひとも、この光ファイバーケーブルを敷設しているわけですから、それをさらに島民の皆さんのところに有線をつないでいく。それによって、大量の情報が送れるということがすぐそこまで環境としては整っているわけですから、ぜひともお力添えをいただいて、この有線でのネットワークを早く確立することによって、島の人口減少に歯止めがかかることになると思うんですね。

そういった支援をぜひともお願いをしたい。そして、島でも長く暮らせるような、医療をちゃんと受けれるような、リモートで、来年の4月から働き方改革が本格的に始まります。年間960時間という中で、笠岡の市民病院等も、常勤員が7名、非常勤が二十数名で回している病院です。したがって、働き方改革によって、この非常勤の先生がもう行けなくなると、イコール、離島にも診療所にも行けなくなることになってしまいますので、それが起きないように善処することが大事なんですけども、有線で、光ファイバーでリモート診療ができる体制を整えるということも並行してやっていかなきゃいけないというふうに思います。

この情報化ネットワークの整備を、いち早く整備していただきますように、サポートいただければというふうに思います。

以上でございます。

【梶山分科会長】 小林委員、ありがとうございます。



情報ネットワークについて、もう一度、事務局から。

【駒田離島振興課長】 では、総務省、お答えお願いいたします。

【総務省】 ありがとうございます。総務省ブロードバンド整備推進室の尾崎と申します。

小林委員のほうからお話しいただきました、光ファイバーネットワークの整備につきまして、総務省といたしましては、高度無線環境整備推進事業のほうで支援のほうをさせていただいておるところでございます。離島につきましては、他の条件不利地域に比して、補助率をかき上げさせていただきまして、離島につきましては海底ケーブルの敷設等、費用がかさむというところも私ども認識をさせていただいておりますので、このたびの支援につきましては引き続きやらせていただければと思っております。

もう1点、恐らく北木島のほうに、海底ケーブル、既に敷設されているというふうなお話かと思いますが、こちらにつきましては、このケーブルがどのように活用されているのかというところは、今、NTTグループのほうに確認をさせていただいておりますので、また、事務方の皆様も含め、ちょっと情報共有の方、させていただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【小林特別委員】 ありがとうございます。

【梶山分科会長】 よろしいですか。

【小林特別委員】 はい。

【梶山分科会長】 今、逢坂誠二委員がお見えになりました。議論進んでおりますけれども、御意見の提出もありましたのでどうぞ。

【逢坂特別委員】 すみません。梶山先生、ありがとうございます。どうも梶山先生、ありがとうございます。

予算委員会が今まで開いておりました遅れました。大変申し訳ございません。

私から簡単に2点、お願いというかお話をさせていただきます。

まず一つは、離島の海洋ごみについてなんですけれども、御案内のとおり離島は四方を海に囲まれておりますので、海洋ごみの存在が極めて目立ちやすいという状況になっております。そのことをもってして、海洋ごみが随分多いということで、離島の環境が随分悪いんじゃないかみたいに見られるところもあるわけです。

したがいまして、今、環境省も、一生懸命、この海洋ごみの対策をやっていることは承

知はしているんですけども、海洋ごみの対策のPRをやっていただくと同時に、予算も拡充していただいて、離島自治体が海洋ごみ対策をやりやすい、そういう状況をぜひつくっていただきたいということを一つお願いです。

それから、もう1点、離島は地理的条件が悪いということで、他地域との隔絶性が高いわけです。だから、一般的に条件不利地というふうに言われることがあるわけですが、逆にこの隔絶性の高さを逆手にとって、地域内で完結するようなことというのは、これ、逆にやりやすいところもあるのかなというふうに思っております。

今、日本においては、例えば食料自給率を高めるとか、あるいは、脱炭素を念頭に置いて再生可能エネルギー比率を高める、これ、日本の現在の非常に大きな課題だと承知をしておりますが、これを日本全体で達成するというのはなかなか簡単なことではありません。

逆に、離島の隔絶性の高さというのを逆手にとって、これは条件の合う地域と合わない離島あるというふうには思いますけれども、条件の合致する離島においては食料自給率を高めるとか、再生可能エネルギー比率を高めるとか、日本全体が目指す姿のモデルにもなり得るんだというふうに思うんです。

この観点から、改めてですが、条件のかなう離島での食料自給率の向上策とか再生可能エネルギーの普及促進に、政府としてもより一層力を入れていただきたいと、以上2点、発言をさせていただきました。

以上でございます。

**【梶山分科会長】** 逢坂先生から2点ありました。

事務局、お願いいたします。

**【駒田離島振興課長】** 今の御指摘のうち、海洋ごみにつきましては環境省、また、食料自給率の向上については農林水産省、また、再生可能エネルギーの普及促進は、こちらは脱炭素では環境省さん、また、もし経産省から補足があればお願いいたします。

**【環境省】** ありがとうございます。環境省の細川と申します。

海洋ごみの関係につきましては、先ほど空本委員のほうからも御指摘いただきまして、必要な予算、しっかり確保してまいりたいと思います。

また、再生可能エネルギーの関係についても、まさにおっしゃるとおりでございます。離島というものの意味強みを生かした対策というのが重要だと思っております。環境省でも、地域の脱炭素、これを先行的に実施するモデル地域を2030年までに1

00地域以上つくろうということで、今、そのモデル地域の事業を実施しているところ  
でございます。

例えば離島でございますと、佐渡ですとか、北海道の奥尻とか、そういったところで  
地域の脱炭素を実施するための事業を選定をさせていただきまして、これからしっかりと  
支援させていただくという形でございますので、こういった取組をぜひほかの離島で  
も広めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

【梶山分科会長】     ほかの省庁はありますか。

【駒田離島振興課長】     次、農水省、どうぞ。

【農林水産省】     農林水産省の地域振興課長、富田と申します。御質問いただきあり  
がとうございます。

農林水産業につきましては、離島においては基幹産業になってございまして、やはり  
離島の農林水産業というのは、委員御指摘のとおり、食料の安定供給の上で非常に重要  
な役割を果たしているというふうに考えてございます。やはり離島地域の特性を生かし  
た農林水産業の振興というのは図っていく必要がやっぱり肝要ではないかなというふう  
に考えてございまして、そのためには、例えば多様な離島特有の地域資源を活用した、  
例えば生産の強化だとか、地元も含めた販売の強化だとか、そういった取組への御支援、  
さらには、基盤であります生産の基盤をしっかりと強化していくと、そういった取組も含  
めてしっかりと支援できるようにしていきたいというふうに考えておりますので、また、  
地域の御要望等も踏まえてしっかりと対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

【梶山分科会長】     エネルギーに関して何かありますか、経産省。

【経済産業省】     経産省地域経済産業グループの宮田と申します。

再生エネルギーの導入、普及に関しては、経済産業省といたしましても、環境省と連  
携してしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

【梶山分科会長】     小林委員、何かありますか？

【小林特別委員】     ありがとうございます。

先ほど漁業の話が出たんで、ぜひともちょっと聞いてほしいんですけども、最近、笠  
岡付近が特にそうかもしれないんですけど、瀬戸内海の海に異変が起きているという話

なんですけども、先日も島に行くと、漁師さんのほうが、海底に細かいシルトの泥がかなり堆積してたまっていて、海底を這うカニとかタコ、シャコとか、そういったものが全くいなくなっているという説明がありまして、いろんなところを調べてみたんですけども、かなり汚泥が蓄積している状況がありまして、海底の、窒息死しているというんですか、それは魚とかも稚魚が全然育たないという状況になっていまして、ぜひとも、これは農水省さんのほうの管轄になるかもしれませんが、よくちょっと調べていただいて、我々のほうでも、漁師さんがなかなか、もう油代にもならないんで漁に行かないという方がかなり、今、出ていまして、笠岡諸島は、今、100人、今、漁師さんがおられるんです。岡山県下でも一番多いエリアなんですけども、なかなか外に出ないと、かなり遠くまで行かないと漁ができないという状況になっていまして、その辺も、ぜひとも参考までにちょっと聞いていただいて、調査をさらに、岡山県庁のほうにはその説明はもうさせていたいただいているんですけども、ぜひ注意を持って見ていただければというふうに思うんです。

以上です。

**【梶山分科会長】** 今、小林委員の御意見に対して、どこか、現状、把握しているところありますか。

**【駒田離島振興課長】** 農林水産省、お答えできるでしょうか。

**【農林水産省】** 農水省でございます。

今現状で把握している詳しい情報というのは、今、ちょっと手元にはございませんけども、いずれにしても、離島の漁業再生のための支援等もございますので、その中で漁場の監視でありますとか、そういった対策も応援させていただけることになってございます。岡山県さんともまた御相談をさせていただいて、状況等も把握しながら、こういった交付金の活用も含めて、対応策、担当の方にもしっかり伝えてまいりたいと思いません。

**【小林特別委員】** ありがとうございます。

**【梶山分科会長】** 県と連携の上、しっかり海底の調査もしていただくということでもよろしいですかね。

**【小林特別委員】** よろしくお願ひします。

**【梶山分科会長】** ほかにございませんか。

山本委員。

【山本（博）特別委員】 定住促進、移住促進ということでお聞きしたいと思います。

やはり、今、離島もありまして、定住移住促進の中で、仕事と住まいの中でも、特に住まいをきちっとやはり確保するということが大変大事で、そういう意味で、今回の法改正で、離島活性化交付金でハード事業の部分が認められたということがあるんですけども、特に空き家の改修等を含めて、こういったことが全ての離島でも出てくるんだと思うんですけども、その辺の状況と、あと、離島活性化交付金、予算が通って、その後の進捗といいますか、要望とか、そういったところが出ているのかどうか。その辺り、ちょっとお聞きしたいんですけど。

【梶山分科会長】 事務局お願いします。

【国土交通省】 国土交通省国土政策局からお答え申し上げます。

今、山本委員から御質問ありました件でございますけれども、国交省では、今回の法改正を受けまして、離島広域活性化事業ということで、社会資本整備総合交付金、ハード事業に特化した形の支援制度を新たに設けております。

その中で、定住促進住宅の整備ということで、これまでは既存施設の改修のみでございましたけれども、こちらの改修も、内装だけではなく、外装の含めてできるようになるであるとか、あとは、どうしても既存の建物が無いようなケースの場合、新築も含めて対象にし得るように拡充をさせていただいております。

こちらの交付金、令和5年度、非常に御要望を多くいただいております、既に予算の全額を各自治体さんに交付をさせていただいているところでございます。ですので、また来年度に向けても、自治体さんの御要望を聞きながら、必要な予算の確保を含めて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

【山本（博）特別委員】 分かりました。しっかり来年の予算の拡充も含めて大事だと思いますので。

【梶山分科会長】 小林委員、何かありますか？ 小林委員、何かございますか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、本日の議事については以上となります。

最後に、木村国土政策局長に御挨拶をお願いしたいと思います。

【木村国土政策局長】 国土政策局長の木村でございます。

本日は、委員の皆様方から大変貴重な御意見を賜りまして、心から感謝を申し上げます。今後の離島振興につきましては、本日の御意見はもちろんでございますけれども、

昨年、離島振興法を改正していただきました。この新離島法に則って、関係省庁と緊密に連携を取りながら、また一層の離島振興に取り組んでまいりたいと思っております。

また、本日、今後の離島指定検討部会の検討事項も新たに御審議をいただいたわけですが、山本委員からも御指摘ございましたけれども、地域の実情をよく把握するという、これは我々としても大変重要だと思っておりますので、事務局としても、委員の先生方とも御相談しながら、現地の声をまずよく聞くことと、現地をじっくり見ること、あと、離島については、やはり地域によって自然的条件や社会的条件などが全く異なりますので、いろんな条件の違いも含めて、しっかりと国として把握しながら検討を進めさせていただきたいと思っております。

引き続き、分科会の先生方の御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

**【梶山分科会長】**      ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

なお、本日の議事の概要につきましては、この会議が終了後、速やかに公表したいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

委員の皆様方には、熱心な御審議、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。

— 了 —